

平成23年 第1回定例会

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成23年2月22日(火)開会

平成23年2月22日(火)閉会

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会

平成 23 年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回定例会会議録

目次

第 1 号(2月22日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
職務のために出席した事務局職員職氏名	2
説明のために出席した者の職氏名	3
開会(午後1時30分)	3
野志広域連合長の招集あいさつ	3
開議	4
日程第1 会議録署名議員の指名	4
日程第2 会期の決定	4
日程第3 諸般の報告	4
日程第4 議案第1号 平成22年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計 補正予算(第3号)	5
津吉事務局長の提案説明	5
表決	6
日程第5 議案第2号～第3号(2件)一括上程	6
津吉事務局長の提案説明	6
表決	9
日程第6 議案第4号～第6号(3件)一括上程	9
津吉事務局長の提案説明	9
表決	10
日程第7 愛媛県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	10
閉議	11
野志広域連合長の閉会あいさつ	11
閉会(午後2時8分)	12

平成23年

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会会議録

愛媛県後期高齢者医療広域連合告示第1号

平成23年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会の招集について、次のとおり告示する。

平成23年2月15日

愛媛県後期高齢者医療広域連合長 野 志 克 仁

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会の招集について

- 1 日 時 平成23年2月22日(火)午後1時30分
- 2 場 所 松山市二番町四丁目7番地2
松山市役所 本館11階 大会議室

平成23年2月22日(火曜日)

議事日程 第1号

2月22日(火曜日)午後1時30分開議

日程第1

会議録署名議員の指名

日程第2

会期の決定

日程第3

諸般の報告

日程第4

議案第1号 平成22年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会補正予算(第3号)

日程第5

議案第2号 平成23年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第3号 平成23年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

日程第6

議案第4号 愛媛県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

議案第5号 愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について

議案第6号 愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第7

愛媛県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

本日の会議に付した事件

日程第1

会議録署名議員の指名

日程第2

会期の決定

日程第3

諸般の報告

日程第4

議案第1号

日程第5

議案第2号～第3号

日程第6

議案第4号～第6号

日程第7

愛媛県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

出席議員（22名）

1番	山口	最	丈	2番	稲	葉	輝	二
3番	田	坂	信	一	4番	八	木	健
6番	白	石	勝	好	7番	石	橋	寛
8番	萩	森	良	房	9番	仙	波	憲
10番	近	藤		司	12番	德	増	稚
15番	井	原		巧	16番	三	好	幹
17番	大	西		勉	18番	上	村	俊
19番	高	野	宗	城	20番	白	石	勝
21番	中	村	剛	志	22番	稻	本	隆
25番	山	崎		保	26番	清	水	雅

欠席議員（4名）

5番	長	野	和	幸	11番	藤	田	義	規
13番	清	水		裕	14番	中	村		佑
23番	菊	池	孝	平	24番	稻	田		溜

職務のために出席した事務局職員職氏名

総務企画係長 河端 宏 二

資格管理係長 小川 泰 人

医療給付係長 木村 正 主 任 田中 康
主 事 芝田 裕 治

説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	野志 克 仁	副広域連合長	佐々木 龍
副広域連合長	山下 和 彦	監査委員	兵頭 正
会計管理者	上河内 孝	事務局長	津吉 不二夫
事務局次長兼総務課長	横田 幸 三	事業課長	羽藤 隆 信

午後1時30分開会

田坂議長 ただいまから平成23年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を開会致します。

広域連合長招集あいさつ

田坂議長 広域連合長より、今議会招集のあいさつがあります。野志広域連合長。

[野志広域連合長 登壇]

野志広域連合長 本日、ここに愛媛県後期高齢者医療広域連合議員の皆様方の御参集をお願い申し上げ、平成23年第1回定例会を開会するに当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、平素から、当広域連合の運営に格別の御理解と御協力をいただいておりますことを、厚く御礼を申し上げます。

私は、昨年12月24日の愛媛県後期高齢者広域連合長選挙において広域連合長に選出していただきました松山市長の野志克仁でございます。私、広域連合長という職責の重さに身が引き締まる思いでございます。

現在、愛媛県下には後期高齢者医療制度の被保険者である高齢者の方がおよそ20万人おられますが、これら高齢者の方が安心して医療を受けられるよう、県内市町との連携を密にしながら、現行制度の円滑な運営のため、誠心誠意努めて参る所存でございますので皆様の御支援と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、昨年末に厚生労働省から現行制度に代わる新たな高齢者医療制度についての「最終とりまとめ」が示されました。その概要であります。まず、昨年夏の「中間とりまとめ」で示されたとおり、後期高齢者医療制度を廃止した上で、加入する医療保険制度を年齢で区分することなく、高齢者の方も現役世代と同様、働き方に応じて、国民健康保険か被用者保険に加入する制度とするものであります。このため、後期高齢者医療制度の被保険者のうち、8割を超える方が国民健康保険に加入することとなります。そして、国民健康保険のうち高齢者部分の運営主体となる都道府県が財政運営と標準保険料率の設定を担い、保険料の賦課・徴収や給付事務は、市町村が担うこととするものであります。

また、高齢者部分の財政調整は、基本的に現行制度と同様の仕組みとするものの、現役世代からの支援金

については、被用者保険の加入者の所得に応じた「総報酬割」を全面的に導入するというものであります。

一方、70～74歳の方の窓口負担を現在の1割から段階的に2割へ引き上げ、現行制度の施行時に追加導入された低所得者向けの保険料軽減措置も段階的に縮小するというものであります。

皆さん御承知のように、厚生労働省の当初の予定では、先般招集された第177回通常国会において、新たな高齢者医療制度の法案成立を見込んでいたものの、運営主体となる都道府県は、新制度に反対の意向を示し、与党である民主党内からも反発が出るなど、この通常国会においては、法案成立の見通しが立たないことから、改めて今年秋の臨時国会への法案提出を視野に入れているとの報道もなされております。

ただ、法案成立が遅れますと、新制度導入のためのシステム改修におよそ2年の準備期間が必要であることから、新制度の施行は一年先送りされ、平成26年3月になるといわれておりますが、当広域連合といたしましては、当面国の動向をよくよく注視して参りたいと思っております。

今議会には、平成22年度特別会計補正予算案をはじめ平成23年度一般会計・特別会計の当初予算案などの重要案件を御提案をさせていただいております。

何とぞ十分な御審議をいただき、適切な御決定を賜りますよう、お願いを申し上げます。今議会招集のあいさつとさせていただきます。皆様方どうぞよろしくお願い申し上げます。

開 議

田坂議長 これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表第1号のとおりであります。

会議録署名議員の指名

田坂議長 まず、**日程第1、「会議録署名議員の指名」**を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、議長において25番山崎議員、26番清水議員を指名致します。

会 期 の 決 定

田坂議長 次に**日程第2、「会期の決定」**を議題と致します。

お諮り致します。今期、定例会の会期は本日1日と致したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

田坂議長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定致しました。

諸 般 の 報 告

田坂議長 次に、**日程第3、「諸般の報告」**を申し上げます。

監査委員からお手元配付の監査等結果報告のとおり報告がありましたので、即日写しを送付しておきました。

次に、2月1日に白石勝好議員から一身上の都合により、2月28日をもって議員辞職する旨の願が提出されました。議会閉会中につき、地方自治法第126条を準用する同第292条の規定により、議長においてこれを許可致しました。以上で諸般の報告を終わります。

議案第1号

田坂議長 次に、**日程第4、議案第1号、「平成22年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」**を議題と致します。

これより、提案理由の説明を求めます。津吉事務局長。

[津吉事務局長 登壇]

津吉事務局長 議案第1号、平成22年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、提案理由を御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

今回の補正予算案につきましては、低所得者等の保険料負担の追加軽減措置をこれまでと同様に平成23年度も継続するための財源として、国から交付される臨時特例交付金を臨時特例基金に積み立てる他、特別高額医療費共同事業について所要額を増額するもので補正額は11億6,753万円、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ1,773億667万4,000円とするものであります。

また、平成23年7月の被保険者証の一斉更新に伴い、平成22年度中に入札を実施し、準備に取り掛かる必要があることから債務負担行為を定めるものでございます。

恐れ入りますが、別冊になっております平成22年度補正予算の説明書4ページをお開きください。

まず、歳出から御説明申し上げます。

4款「特別高額医療費共同事業拠出金」1項「特別高額医療費共同事業拠出金」下段の計のところを御覧いただいたらいと思いますが、補正額1,502万4,000円についてであります。これは、後期高齢者医療制度の安定的な運営を図るため、国保中央会において、レセプト1件当たり400万円を超える医療費のうち、200万円を超える部分について、全国レベルで財政調整をするため実施しております特別高額医療費共同事業の実績見込みが当初予定を上回ったため、当広域連合が、国保中央会へ支出する拠出金について所要額を増額補正するものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

9款「基金積立金」1項「基金積立金」1目「後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金」補正額11億5,250万6,000円は、低所得者等に対する保険料負担の追加軽減措置を平成23年度も継続実施するため、国から交付されます臨時特例交付金を後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てるものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。

2款「国庫支出金」2項「国庫補助金」4目「特別高額医療費共同事業費国庫補助金」補正額1,502万4,000

円は、先程歳出で申し上げました特別高額医療費共同事業に係る国保中央会への拠出金の財源として、国から交付されるものでございます。

また、5目「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」補正額 11 億 5,250 万 6,000 円は、平成 23 年度の保険料負担軽減措置分について、国から交付されるものであります。

以上が補正予算の概要でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

田坂議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

お諮り致します。ただいま議題となっております議案第 1 号、「平成 22 年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について」は、原案のとおり可決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

田坂議長 御異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決することに決定致しました。

議案第 2 号・第 3 号

田坂議長 次に、日程第 5、議案第 2 号「平成 23 年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第 3 号「平成 23 年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」については、関連がありますので、一括議題と致します。

これより、提案理由の説明を求めます。津吉事務局長。

[津吉事務局長 登壇]

津吉事務局長 議案第 2 号「平成 23 年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第 3 号「平成 23 年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について、提案理由を御説明申し上げます。

議案書の 5 ページをお開きください。

はじめに一般会計予算についてであります。

一般会計には、愛媛県後期高齢者医療広域連合の組織運営に関わるものを計上しており、歳入歳出の予算の総額は、それぞれ 1 億 9,620 万 8,000 円であります。

まず、歳出について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊になっております平成 23 年度の予算説明書 7 ページをお開きください。

2 款「総務費」1 項「総務管理費」1 目「一般管理費」1 億 9,360 万 9,000 円は、組織及び事業の運営に係る経費でありまして、主なものは、8 ページになりますが、19 節「負担金補助及び交付金」1 億 7,767 万 9,000 円で、各市町からの派遣職員 25 名分の給与等負担金などがございます。この他、議会費、選挙管理委員会費及び監査委員費などの経費を計上致しております。

恐れ入りますが、3 ページへお戻りください。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

1 款「分担金及び負担金」1 項「負担金」1 目「市町負担金」1 億 9,476 万 7,000 円は、愛媛県後期高齢

者医療広域連合規約に基づき、県内20市町にご負担をいただく事務費負担金であります。その他、繰越金や4ページ・5ページにわたりますが、預金利子を計上致しております。

以上が一般会計予算でございます。

続きまして、特別会計予算について御説明申し上げます。

再び議案書に戻っていただきまして9ページをお開きください。

特別会計予算には、後期高齢者医療制度の医療費の給付とその財源について計上致しております。予算総額は、歳入歳出それぞれ1,829億6,846万1,000円であり、また、不足の事態に対応するため、一時借入金の限度額を医療給付費の1ヶ月分に相当する150億円と定めるものであります。

それでは、歳出の主なものを御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成23年度予算説明書23ページをお開きください。

1款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」3億3,387万6,000円についてであります。これは、当広域連合が担っております保険料の賦課や給付事務を実施するために必要な事務経費であります。前年度と比べますと、物件費などの経費節減より、5パーセント程度予算額を圧縮することができております。その内訳であります。1節「報酬」4,031万8,000円は、レセプト点検員14名の報酬などです。また、12節「役務費」1億1,716万1,000円は、医療費通知等に係る通信運搬費6,919万5,000円、画像レセプトシステム処理等に係る手数料4,546万6,000円などであり、13節「委託料」9,398万円は、後期高齢者医療電算処理システム運用委託料7,934万3,000円などであり、14節「使用料及び賃借料」4,845万8,000円は、電算機器リース料4,420万1,000円などです。

25ページをお開きください。

2款「保険給付費」1項「療養諸費」1目「療養給付費」1,729億8,065万6,000円は、保険者である当広域連合が医療機関に国保連合会を通して支払う医療費の現物給付であり、高齢化に伴う被保険者の増加や被保険者一人当たりの医療費アップといった自然増分として、単年度で6パーセント程度の伸びを見ております。

次に、2目「療養費」の11億3,918万3,000円についてであります。療養費については、その大部分を占める柔道整復師やマッサージ師の施術による申請件数が、平成22年度当初の予定を大きく上回る伸びを示してきており、平成22年度も補正予算を組んで対応しているところではありますが、現在のところ申請件数の増加傾向に鈍化の兆候は見られず、こうした状況を踏まえまして所要額を計上しているものでございます。

26ページをお開きください。

2款「保険給付費」1項「療養諸費」4目「審査支払手数料」4億9,806万9,000円です。医療機関からのレセプトの一次点検や医療機関への医療費の支払業務は、国保連合会が実施しておりますが、これにかかる経費について計上しているものでございます。

2款「保険給付費」2項「高額療養諸費」1目「高額療養費」69億9,879万円、2目「高額介護合算療養費」2億3,049万8,000円は、被保険者が負担した医療費のうち、法令で定める限度額を超えた部分について、被保険者へ給付するものでございます。

27ページをお開きください。

2款「保険給付費」3項「葬祭費」1目「葬祭費」2億4,196万円は、被保険者が死亡した際1件当たり2万円を支給する弔慰金でございます。

3款「県財政安定化基金拠出金」1項「県財政安定化基金拠出金」1目「県財政安定化基金拠出金」1億3,972万1,000円です。これは、広域連合の財政安定化を図るため、愛媛県が設置している財政安

定化基金に国・県・広域連合がそれぞれ 3 分の 1 を負担し、積み立てることとなっているもので、当広域連合の負担分を計上致しております。

28 ページをお開きください。

4 款「特別高額医療費共同事業拠出金」1 項「特別高額医療費共同事業拠出金」下段の計のところを御覧いただいたらと思いますが、2,844 万 9,000 円は、レセプト 1 件当たり 400 万円を超える医療費のうち、200 万円を超える部分について、全国レベルで財政調整をするため、国保中央会が実施している特別高額医療共同事業に対する当広域連合の拠出金であります。

29 ページをお開きください。

5 款「保険事業費」1 項「健康保持増進事業費」1 目「健康診査費」1 億 9,651 万 2,000 円は、各市町において実施していただく健康診査に対する委託料などでございます。

2 目「長寿・健康増進事業費」6,000 万円は、各市町において実施されるはり・灸・マッサージ助成事業などに対し、国の特別調整交付金を財源として、各市町に補助する経費であります。

30 ページ、31 ページをお開きください。

7 款「諸支出金」1 項「償還金及び還付加算金」31 ページ下段の計のところを御覧いただいたらと思いますが、1,590 万 3,000 円は、保険料還付金及び療養給付費負担金の過年度精算に係る償還金等でございます。

32 ページをお開きください。

8 款「予備費」1 項「予備費」として、1 億円を計上しております。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入の主なものを御説明申し上げます。

恐れ入りますが、15 ページへお戻りください。

1 款「市町支出金」1 項「市町負担金」の下段の計のところを御覧いただいたらと思いますが、288 億 6,804 万 4,000 円は、各市町が徴収した保険料と法令上の保険料軽減分を補てんするための公費負担を合わせた保険料等負担金及び法令で定められた療養給付費市町負担金並びに愛媛県後期高齢者医療広域連合規約に基づく各市町の事務費負担金でございます。

次に 16 ページ、17 ページをお開きください。

2 款「国庫支出金」1 項「国庫負担金」16 ページの中ほどの計のところを御覧いただいたらと思いますが、444 億 3,641 万 2,000 円、2 款「国庫支出金」2 項「国庫補助金」17 ページの中ほどの計のところを御覧いただいたらと思いますが、173 億 1,480 万 8,000 円は、法令で定める療養給付費等国庫負担金及び調整交付金等国庫補助金でございます。

3 款「県支出金」1 項「県負担金」17 ページの下段の計のところを御覧いただいたらと思いますが、151 億 3,961 万円は、法令で定める療養給付費等県負担金でございます。

次に、18 ページをお開きください。

3 款「県支出金」2 項「財政安定化基金支出金」1 目「財政安定化基金交付金」7 億 6,000 万円は、平成 22 年度及び 23 年度の後期高齢者医療保険料の改定に際し、保険料を平成 21 年度並みに据え置く前提として活用することとした愛媛県の財政安定化基金を取り崩し、交付していただく予定額であります。

4 款「支払基金交付金」1 項「支払基金交付金」1 目「後期高齢者交付金」の 748 億 8,990 万 4,000 円は、現役世代からの後期高齢者医療への支援金であります。

19 ページを御覧ください。

5 款「特別高額医療費共同事業交付金」1 項「特別高額医療費共同事業交付金」1 目「特別高額医療費共同事業交付金」2,832 万円は、レセプト 1 件当たり 400 万円を超える医療費のうち、200 万円を超える部分

について、全国レベルで財政調整がなされた上で国保中央会から交付される交付金であります。

6款「繰入金」1項「基金繰入金」1目「後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金」11億5,250万6,000円は、低所得者等に対する保険料負担の追加軽減措置額の財源として、後期高齢者医療制度臨時特例基金から繰り入れるものでございます。

20ページをお開きください。

7款「繰越金」1項「繰越金」1目「繰越金」1,000万円は、平成22年度からの繰越金であります。

22ページをお開きください。

9款「諸収入」3項「雑入」1目「第三者納付金」3億6,681万8,000円は、交通事故等第三者の行為により生じた医療給付に対し、過失割合に応じ、交通事故等第三者から納付されるものであります。

以上が特別会計予算の概要でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

田坂議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

お諮り致します。ただいま議題となっております議案第2号「平成23年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第3号「平成23年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」については、原案可決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

田坂議長 御異議なしと認めます。

したがって、本件は原案可決することに決定致しました。

議案第4号～第6号

田坂議長 次に、日程第6、議案第4号「愛媛県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」、議案第5号「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について」及び議案第6号「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」の3件を一括議題と致します。

これより、提案理由の説明を求めます。津吉事務局長。

[津吉事務局長 登壇]

津吉事務局長 まず、議案第4号「愛媛県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

議案書の15ページをお開きください。

地方公務員災害補償法が一部改正されたことにより、当該条例において関係する部分について所要の規定の整備を図るものでございます。

次に、議案第5号「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について」御説明申し上げます。

議案書の17ページをお開きください。

本案は、低所得者の保険料負担の追加軽減措置及び被用者保険の被扶養者であった者に対する追加軽減をこれまでと同様、平成23年度も継続することとなったため、国から交付される臨時特例交付金を後期高齢

者医療制度臨時特例基金に積立て、処分することができるように所要の規定を整備するものでございます。

次に、議案第 6 号「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

議案書の 19 ページをお開きください。

本案は、低所得者の保険料負担の追加軽減措置及び被用者保険の被扶養者であった者に対する追加軽減措置をこれまでと同様、平成 23 年度も継続するため、所要の規定を整備するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

[上村議員 午後 2 時 1 分退場]

田坂議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

お諮り致します。ただいま議題となっております議案第 4 号「愛媛県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」、議案第 5 号「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について」及び議案第 6 号「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」の 3 件については、原案可決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

田坂議長 御異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決することに決定致しました。

愛媛県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

田坂議長 次に、**日程第 7、「愛媛県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」**を行います。

本選挙は、選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が、平成 23 年 5 月 27 日をもって満了となりますので、あらかじめその後任者を選挙するものであります。

お諮り致します。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

田坂議長 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定致しました。

お諮り致します。指名の方法につきましては、議長において指名することに致したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

田坂議長 御異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定致しました。

それでは、選挙管理委員会委員に四国中央市の徳永幸夫さん、大洲市の寺岡勝信さん、東温市の森良輔さ

ん、久万高原町の小倉敦男さん、選挙管理委員会委員補充員に第 1 順位 東温市の森東洋司さん、第 2 順位 大洲市の藤堂敦さん、第 3 順位 四国中央市の合田省三さん、第 4 順位 久万高原町の高岡美代子さん、以上の方々を指名致します。

指名した方々の名簿について、ただいまから事務局に自席へ配布させます。

[事務局職員 配布]

お諮り致します。ただいま議長において指名致しました方々を選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

田坂議長 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名致しました方々が選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

以上で、日程は全て終了致しました。

閉 議

田坂議長 したがって、本日の会議を閉じます。

広域連合長閉会あいさつ

田坂議長 閉会にあたり、広域連合長からあいさつがあります。野志広域連合長。

[野志広域連合長 登壇]

野志広域連合長 平成 23 年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回定例会の閉会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、一般会計・特別会計の平成 23 年度当初予算案をはじめとする重要案件について御審議、御決定を賜り、ここに滞りなく会議を終了できましたことを厚く御礼を申し上げます。

冒頭でも申し上げましたように、新たな高齢者医療制度のあり方についての「最終とりまとめ」が厚生労働省から示されましたが、新たな制度において、国民健康保険の高齢者部分の財政運営を担うこととなる都道府県には、理解を得られていないのが現状であります。

また、第 177 回通常国会への法案提出が見送られることとなりますと、厚生労働省は、今年秋の臨時国会に向けて、「政府・与党社会保障改革検討本部」との連携を図りながら、今後、増嵩する医療費の財源問題や国民健康保険の構造問題の解決に道筋をつけ、さらには、高齢者の負担のあり方についても各方面と調整するようではありますが、正直申し上げまして、行き先不透明な状況であると感じております。

いずれにいたしましても、公的医療制度は、社会保障の中でも極めて重要なものであり、新たな高齢者医療制度はわかりやすく公平で、かつ持続できるものでなければならず、そのためには、国民が納得できる財政的に安定した制度が構築されることを願うものであります。

当広域連合といたしましては、新制度移行に向けての国の動向を注視しながらも、これまでと同様、高齢

者の方に安心して医療を受けていただけるよう、現行制度の円滑な運営に努めて参る所存でございますので、議員の皆様にも引き続き御支援・御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます、閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。皆様方どうもありがとうございました。

閉 会

田坂議長 これをもちまして、平成 23 年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回定例会を閉会致します。

午後 2 時 8 分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長 田 坂 信 一

議 員 山 崎 保

議 員 清 水 雅 文
